

千葉県における地球環境問題への取組について

はじめに

平成3年3月18日策定

地球規模の環境問題が進行する中で、国際的な取組や国における取組が進められており、自治体においても対応が求められているところである。

本県では、既に個別的には、再生紙の利用や広報活動など各種施策を行ってきたところであるが、かけがえのない地球を保全することは人類共通の課題であり、地球環境問題の解決のためには、行政、事業者及び県民が一体となって取り組む必要があるとの認識に立ち、千葉県としてできる地球環境保全への対応を検討するため、平成2年5月、「千葉県地球環境問題連絡会議」を設置し、平成3年3月、「千葉県における地球環境問題への取組について」を決定したところである。

今後は、これに基づき、諸対策を着実かつ積極的に実行していくことにより、地球環境の保全に貢献しようとするものである。



ラムサール条約登録湿地 谷津干潟

I

背景

今日、二酸化炭素等による地球の温暖化、フロンガス等によるオゾン層の破壊、熱帯林の減少など地球規模の環境問題が進行しており、人類の生存基盤である地球の生態系に深刻な脅威をもたらしている。

その背景として、

- (1) 先進国を中心とする経済活動水準の一層の高度化
- (2) 開発途上国を中心とする貧困と人口の急増・都市集中
- (3) 国際的な相互依存関係の拡大

などが指摘されているところである。

地球環境問題の解決のためには、地球的視野に立った国際的な取組が基本であり、我が国をはじめとする各国は、地球環境の保全のための国際的枠組みづくりを進めているところである。

こうした中で、国は、

平成元年5月に、地球環境保全に関する関係閣僚会議を開催することについて閣議了解が行われ、

平成元年6月、同閣僚会議において、

高度な経済活動を営み、地球環境に大きな関わりを持つ我が国は、「世界に貢献する日本」の立場から、国際的地位に応じた役割を積極的に果たさなければならないとの決意を示し、地球環境保全に関する施策の当面の基本的な方向を明らかにしたところである。

その後、平成元年10月、地球環境に関する調査研究、観測・監視及び技術開発の総合的な推進についての申し合わせに続き、平成2年3月、同閣僚会議幹事会において、地球環境保全のための普及啓発の推進についての申し合わせが行われたところである。

また、平成2年6月、同閣僚会議において、当面の地球温暖化対策の検討についての申し合わせを行なうとともに、「平成2年度地球環境保全調査研究総合推進計画」を決定したところである。

更に、平成2年10月には、「地球温暖化防止行動計画」を策定し、政府としての基本方針及び実行可能な対策の全体像が示されたところでもある。

一方、平成元年6月には、六都府市首脳会議において、「首都圏環境宣言」を採択し、自治体レベルでも地球環境の保全に取り組んでいくこととしたところである。

II

地球環境問題

地球環境問題に関する明確な定義はないが、一般に次の条件のいずれか、またはその両方を満たす環境問題を地球環境問題としている。

- (1) 被害、影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題
- (2) 我が国のような先進国も含めた国際的な取組が必要とされる開発途上国における環境問題

このような条件を満たす環境問題として、次の9つの事象が地球環境問題として扱われている。

- | | |
|-------------|-------------|
| ①オゾン層の破壊 | ⑥野生生物の種の減少 |
| ②地球の温暖化 | ⑦熱帯林の減少 |
| ③酸性雨 | ⑧砂漠化 |
| ④有害廃棄物の越境移動 | ⑨開発途上国の公害問題 |
| ⑤海洋汚染 | |

また、地球環境問題に対する取組を検討するに当たっては、次の特質を踏まえておく必要がある。

- (1) 地球環境の保全に向けての取組は、国際的な枠組や政策の合意形成及びその推進が不可欠であり、原則的には、国の地球環境保全に関する施策が基本となるものである。
- (2) 地球環境問題はまだまだ科学的に解明すべき点が多いことから、長期的視野に立った観測・監視、調査・研究、技術開発が必要である。
- (3) 地球環境問題は、その原因の発生と結果による影響との間にかなりの時間差があるが、それらはほとんど不可逆的な現象であり、全地球的規模で進行するため、科学的解明を理由に対応が手遅れにならないよう、現在とるべき対策は直ちに実施していくことが必要である。

上記の9つの事象は相互に絡み合っており、全体として一つの問題群を構成している。これらの地球環境問題は、人間活動の量的な拡大・質的な変化が地球に対して大きな負荷をかけていることが根本的な原因であるといえる。

地球環境問題に対しては、これら9事象を全体として一つの問題群としてとらえ、その解決のためには、地球環境への負荷を少なくし、地球にやさしい環境づくりを目指すという視点から取り組んでいくことが必要であり、この視点から本県の地球環境問題の取組の基本的考え方を、次のIIIにおいて定めることとする。

Ⅲ

地球環境問題に取り組む千葉県の基本的考え方

地球環境問題に対する取組を検討するに当たっては、地球環境問題の特質を踏まえるとともに、次の本県の自然的、社会的な地域の特質を踏まえる必要がある。

- ① 本県は、首都圏に位置しているものの、緑や水辺などの良好で貴重な自然環境が多く残されている。
- ② 県民の環境に対する志向が高まっており、安全で健康的な環境はもとより、緑や水辺空間など、うるおいとやすらぎのある環境づくりが求められている。
- ③ 「千葉の新しい時代」といわれるように、社会経済活動が活発であり、地域構造も大きく変わろうとしている。

地球環境問題の解決のためには、地球的視野に立った国際的な取組が必要であり、原則的には、国の地球環境に関する施策が基本となるものであるが、千葉県として地球環境の保全に貢献するため、当面、次の考え方に基づき取り組むこととする。

- (1) 本県の貴重な財産である緑や水辺などの自然環境の保全と創造において、地球環境保全の視点を加えて、一層の推進を図ることにより、地球環境の保全に貢献する。
- (2) 大気汚染、水質汚濁などの公害防止の対策を、地球環境保全の視点を加えて一層推進することにより、地球環境の保全に貢献する。
- (3) 環境にやさしいリサイクル社会を目指して、省資源・省エネルギー対策を推進することにより、地球環境の保全に貢献する。
- (4) 地球環境問題は、県民一人ひとりの日常生活や、個々の事業活動等と密接な関わりを持つことから、地球環境に関する情報の提供や普及啓発など環境学習の積極的な推進を図る。
- (5) 国が行なう地球環境保全に関する施策について、他自治体等と連携しながら、積極的に協力することにより、地球環境の保全に貢献する。

IV 対策の推進

千葉県として地球環境の保全に貢献するため、当面の基本的考え方に基づき、地球にやさしい社会を目指して、当面、次の対策を推進することとする。

なお、対策の推進に当たっては、県自らができる地球環境保全に配慮した対策を検討し、率先垂範して実施するとともに、国、市町村と連携をとりながら、事業者、県民が一体となって取り組んでいくこととする。

(1) みどりの推進対策

みどり豊かな県土づくりを目指して、次の対策を推進する。

- みどりの基本構想を策定する。
- みどりの県民会議を設置する。
- みどりの基金等の拡充を図る。
- 貴重な自然環境の保全を推進する。
- 森林の整備を推進する。
- 都市地域の緑地の保全を推進する。
- 公共施設や公有地の緑化を推進する。
- 緑化協定の締結を推進する。
- 緑化活動への支援、助成を推進する。
- 酸性雨等による森林への影響を調査し、適切な対策を研究する。

(2) 地域環境保全対策

良好な地域環境の保全を目指して、次の対策を推進する。

- 自動車交通公害対策を重点とした大気保全対策を推進する。
- 生活排水対策を重点とした水質保全対策を推進する。
- 化学物質等による新たな環境汚染防止対策を推進する。
- 公的部門における低公害車利用の拡大、民間等への融資等の助成による低公害車の普及促進を図る。
- 酸性雨やフロン等の環境調査・研究を推進する。
- 下水道の整備を進めるとともに、各種浄化施設の設置及び助成を推進する。

(3) 省資源・省エネルギー対策

リサイクル社会を目指して、次の省資源・省エネルギー対策を推進する。

- 簡易包装の推進、リサイクルシステムの整備、リサイクル運動の育成・強化・助成により、廃棄物の減量化・再資源化を推進する。
- 再生紙利用の促進・拡大、紙の使用量の削減を図るとともに、古紙の

分別回収を徹底する。

- 再生資源の積極的活用を図る。
- 地域冷暖房の推進、未利用エネルギー、自然エネルギーの活用、断熱材の使用促進、省エネルギー機器の活用等によりエネルギーの有効利用を図る。
また、都市気候を緩和し、冷房エネルギーの消費を抑えるために都市地域の緑化を推進する。
- 不必要な照明の消灯の徹底、冷暖房温度の適正化など、不必要なエネルギーの節約を図る。
- 環境保全型商品（エコマーク商品）の使用促進を図る。
- 透水性舗装、中水道施設の整備など水資源を循環的、効率的に利用するためのシステムの導入を推進する。
- 公共輸送体系の整備、交通の慢性的な渋滞の解消、共同配送の推進など人流・物流の合理化を図る。
- 地球環境保全に配慮した社会システムについて調査、検討を進める。

(4) 環境学習の推進

県民一人ひとりが環境問題を理解し、身近なところから行動する社会を目指して、環境学習を推進する。

- 環境学習基本方針を策定し、総合的かつ継続的な推進方策を示す。
- 県民、事業者等に対し地球環境問題への理解と協力を得るためにパンフレットの作成、シンポジウムや講演会、環境フェアの開催等を通じて普及啓発を行う。また、地球環境保全に係る県の施策等について、必要に応じ県民、事業者等に対し協力要請を行う。
- 地球環境問題に関する情報を県民、事業者等に提供していく。

(5) 国の施策への協力

- 国が実施する環境保全に係る調査・研究等への参加、協力を努める。
- 海外技術者の受け入れや技術者の海外派遣等の環境技術協力を推進する。

用語解説

【アジェンダ21】

(15ページ)

地球サミットで採択された、世界各国、国際機関など、さまざまな立場の人々が21世紀に向けてとるべき行動を詳細にしかも具体的にまとめた計画です。この計画は大気の大気保全、バイオテクノロジー、資金問題など40の分野と1,000以上の行動をまとめているほか、実施状況のチェック機構を国連に設置するなど、その円滑な実行を確保するための措置がとられています。

【エコマーク】

(41ページ)

エコマークとは「私たちの手で、地球を、環境を守ろう」という気持ちを表した、環境保全に役立つ商品につけられるシンボルマークです。

環境 (Environment) と地球 (Earth) の頭文字「e」が人間の手の形となって、地球をやさしく包み込んでいるデザインになっています。

【オゾン層の保護に関するウィーン条約】

(53ページ)

オゾン層の保護対策は1970年代後半から国連環境計画 (UNEP) を中心に検討が進められてきました。1985年に採択されたウィーン条約は、国際的な協調のもとにオゾン層やオゾン層破壊物質についての研究を進めることや各国の適切な対策、議定書合意の際に各国が共通の対策を行うことを定めています。

【オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書】

(53ページ)

モントリオール議定書は、1987年にウィーン条約に基づいて採択されたもので、5種類のフロンと3種類のハロンの生産量、消費量を制限することなど具体的な規制措置が定められました。この議定書は、1990年に改正され、さらに1992年11月の締約国会合でオゾン層の破壊状況やそれに伴う科学的検討結果に基づいて、規制物質の削減スケジュールの前倒しや新規規制物質の追加などの規制強化が行われました。

【環境と開発に関するリオ宣言】

(15ページ)

「開発の権利は他国や将来の世代の利益を侵さないように行使すべきこと」など27項目にわたって地球の環境保全の原則を掲げた宣言です。1992年6月地球サミットにおいて採択されました。

【気候変動枠組み条約】

(15ページ)

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を達成し、地球温暖化を防止するための取り組みの枠組みとなる条約です。特に、先進国は今世紀末までに二酸化炭素などの排出量を1990年レベルまで戻すことを目指しています。地球サミットでは155か国がこの条約に署名しました。

【グリーンマーク】

(41ページ)

グリーンマークは、古紙を再生利用した紙製品 (トイレットペーパー、ちり紙、ノート、コピー用紙の包装紙など) に表示されています。

古紙のリサイクルを進めるために、古紙を再生利用した紙製品の利用促進が必要です。しかし、

古紙を再生利用したものであるかどうかの判断が難しいことがあります。そこで、同じ紙製品ならば、グリーンマークのついた紙製品を選ぶようにしましょう。

【COD（化学的酸素要求量）】 (31ページ)

31ページに解説あり

【資源管理型漁業】 (74ページ)

稚魚・稚貝の放流を行ったり、小型魚・産卵親魚の保護、あるいは漁獲量の制限を図るための規制措置を講ずることによって、適正な漁業管理を実現し、漁業経営の安定を図っていく漁業です。

【Think Globally, Act Locally】 (18ページ)

「地球規模で考え、足元から行動する」と訳されます。

元々国際関係論で使われた言葉で、環境問題に限らず地球的規模の諸問題(南北問題、世界平和、エイズ、民族紛争、人権問題など)を国際機関に任せきりにせず、みんなでかかわろうという考え方です。

【生物多様性条約】 (15ページ)

生態系、種及び遺伝子レベルでの生物の多様性を保全し、また、遺伝資源から得られる利益の公正で公平な分配を目的とする条約です。

そのための措置として、国家戦略の策定、重要な地域・種の選定・モニタリング、保護地域の指定・管理、多様性に影響を及ぼすおそれのある事業に環境影響評価手続きなどを規定しています。

地球サミットでは、わが国を含む157か国がこの条約に署名しました。

【ヒートアイランド現象】 (43・51ページ)

自然の気候とは異なった都市独特の局地的気候。経済の発展につれて人間が大都市に集中し、家・ビル・工場・舗装道路などの建設が進んだ結果大量の人工熱や大気汚染物質が放出され、最低気温が下がらなくなっています。月平均気温は周辺の田園地帯より1~2℃高く、冬は特に高くなります。都心ほど気温が高くなるため、等温線が島の形になることから「ヒートアイランド」といわれています。

【ヒートポンプ】 (49ページ)

水のポンプが低い所から高い所に水を汲み上げるように、化学的あるいは、物理的な仕事によって低温の物質から高温の物質に熱を移動させる装置で、工場排熱や河川水、下水処理水を熱源として省エネルギーを図り、二酸化炭素の排出量を削減することが期待されています。

【BOD（生物化学的酸素要求量）】 (33ページ)

33ページに解説あり

環境調整課

- 地球環境問題全般について043-223-4648
- 環境学習について043-223-4139
- 環境ボランティア活動について043-223-4139
- 公害防止融資・助成について043-223-4649

大気保全課

- 工場・事業場からのばい煙について043-223-3840
- 大気汚染状況（光化学スモッグなど）について043-223-3805
- 大気汚染情報について043-223-3853
- 自動車交通公害について043-223-3807
- 騒音・振動・悪臭について043-223-3857

水質保全課

- 工場・事業場からの排水について043-223-3813
- 河川・湖沼・海の水質について043-223-3816
- 地質環境について043-223-3812
- 地下水汚染について043-223-3826

自然保護課

- 工場・事業場の緑化について043-223-2976
- 自然公園について043-223-2056
- 鳥獣の保護について043-223-2972

生活環境課

- 一般廃棄物について043-223-2758
- 浄化槽について043-223-2757
- リサイクルについて043-223-2758

産業廃棄物課

- 産業廃棄物について043-223-2683
- 不法投棄について043-223-2687
- 処理業について043-223-2654

県民生活課

- 省資源・省エネルギーについて043-223-2069
- ものを大切にする運動について043-223-2296

経済振興課

- 未利用エネルギー導入助成について043-223-2703

農政課

- 環境にやさしい農業について043-223-2807

漁政課

- 環境にやさしい漁業について043-223-3004

計画課

- 環境共生都市（エコ・シティ）について043-223-3924

下水道建設課

- 下水道について043-223-4340

※お問い合わせの内容によって、他の機関などを御紹介することがありますので御了承ください。

千葉県地球環境保全行動計画

計画策定 平成5年11月

発行 平成6年3月

千葉県

(千葉県環境部環境調整課)

〒260 千葉市中央区市場町1-1

電話 043 (223) 4648



美しいふるさとづくり運動「シンボルマーク」



千葉県を緑の大地と菜の花の黄色でイメージし、澄みきった青い空と紺碧の海を背景に配置し、「美しいふるさと」としていつまでも大切に守り育てて行こうという気持ちを表現しています。